

公益財団法人安城市学校給食協会
令和5年度第4回理事会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月19日(火) 12時から13時まで
- 2 開催場所 安城市北部学校給食共同調理場 2階研修会議室
- 3 理事数
 - 総理事数 6名
 - 出席理事数 6名
 - 出席理事 石川良一、福安由佳、黒柳令子、黒柳厚子、山下眞由美、神谷 徹
 - 総監事数 2名
 - 出席監事数 2名
 - 出席監事 大見 孝、若林康成
- 4 事務局
 - 鈴木公伸(事務局長)、原田淳一郎(給食事務所長)、香村正志(北部調理場施設長)、筒井良廣(中部調理場施設長)、鈴木栄一(南部調理場施設長)、石倉真紀(北部調理場 栄養士)、北越里佳(事務局)、久野 武(事務局)
- 5 事務局以外の説明者
 - 安城市教育委員会教育振興部総務課長 澤田敦至
- 6 議事
 - 第7号議案 令和5年度補正予算(第1号)について
 - 第8号議案 令和6年度事業計画及び収支予算について
 - 第9号議案 役員等賠償責任保険契約について
 - 第10号議案 安城市学校給食協会就業規則の一部改正について
- 7 会議の概要
 - (1) 理事長あいさつ及び職務執行状況の報告
 - 午前中に小学校の卒業式があり、良い日差しの中で行うことができた。黙食が当たり前になった現状は、教壇に立っていた私には異様なことに思う。これに違和感を感じなくなると怖いと思うし、そういった研究もある。久しぶりに声を揃えて「いただきます」と「ごちそうさま」を言ったが、これは当たり前ではないと分かったのは自分が校長になった年であった。昔、ソフト麺の日に小学生の子がこんなに食べられないというので、半分にしたことがあった。そのことで親が学校に来て、ソフト麺の半分の給食費は返してもらえるのかと言われたことがあり、その話の中で、この学校では何故「いただきます」「ごちそうさま」を言わせるのかと聞かれ、食育についての話をしたところ、その方が前にいた大阪では、皆が勝手に食べて勝手に片づけていたので、初めて聞いたとのことだった。やはり食育というのは大事なものだと感じた。学校訪問をしている中で、ようやく給食の時間の話し声が聞こえるようになってきて、子どもたちにとって良い状況が出来てきていると感じるようになってきた。

本日は、4つの議案の議事をお願いする。

第7号議案は「令和5年度補正予算（第1号）について」である。今年度の収支見込から、調理場総務事務で8千万円の減額、調理場管理運営事業で7百万円の減額で、総額8千7百万円の減額補正となっている。

次に8号議案の「令和6年度事業計画及び収支予算について」であるが、令和6年度より南部管轄のアレルギー除去食調理と配送を受託するため、受託金が6千7百万円余の増額となっている。また、費用では給食物資の高騰から6千8百万円余の増額を見込んでおり、全体では25億6千万円余と、7千6百万円余の増額となっている。

次の9号議案の「役員等賠償責任保険契約について」では、6年度も保険契約を締結していく予定となっているため、ご承認をいただくものである。

続く10号議案の「就業規則の一部改正について」では、身元保証書と人事異動について改正を行う。

次に、今年度の職務の執行状況の報告を行う。

新型コロナウイルス感染症の影響は少なくなったが、インフルエンザが2学期早々から流行し、学級閉鎖が続いた。調理場においても同様であったが、感染症対策を徹底して、学校給食を安定的に供給することができた。

また、北部調理場管内を対象に、4年度の卵除去に続き、5年度からは乳の除去食の提供を開始した。

食育推進事業においても通常の事業実施が可能となり、昨年度の新規事業で参加が抽選となった「夏休み！ ワクワク調理場探検」の実施回数を1回から2回に増やしたが、今年度も申込者多数で抽選による参加となった。参加した子どもたちには、楽しい夏休みの思い出が提供でき、給食調理への理解を深めることができたと思っている。

(2) 副理事長の職務執行状況の報告

私からは施設整備に関する執行状況を報告させていただく。調理場は食品加工工場であるので、絶えず不具合箇所の修繕を行って、給食の安定供給に努めている。令和5年度は予算として、1500万円の修繕費を計上しており、現時点では北部調理場で約30件、中部調理場で約70件、南部調理場で約40件の修繕工事を行っている。

また、調理場自体は市の施設となるので、原則として50万円以上の修繕は市に行っている。令和5年度は、6500万円余で40件を超える修繕工事を行っていただいている。更に、南部調理場では備品購入費8100万円余で食器洗浄機の更新を行っている。2列ある洗浄ラインが駆動、制御系共に別系統となったので、手洗いによる残業もなくなり、安全な給食が安定して供給できるものと考えている。

(3) 出席数の確認

事務局長より、理事6名及び監事2名の出席があり、定款で定める決議に必要な過半数の出席があることから、会が成立することを確認した。

(4) 議事録署名人の確認

事務局長より、定款の定めにより理事長、副理事長、大見孝監事及び若林康成監事を議事録署名人とすることを確認した。

(5) 議案の審議

事務局長より、定款の定めに基づき理事長を議長とすることを確認し、議長が開会する旨を宣し、議案の審議に移った。

第7号議案 令和5年度補正予算（第1号）について

事務局長より、令和5年度補正予算書（第1号）に基づき次の通り説明した。

議案書の1ページについて、収入・支出それぞれから8千7百万円を減額して、総額を23億9千6百86万8千円にするもので、内訳については、令和5年度補正予算書第1号をご覧いただきたい。

まず、中段以降の支出であるが、①事業費が8千万円の減額となったが、調理員が3名中途退職となったので、給料が7百60万円の減、同様の理由と見込んでいた時間外手当の執行残で職員手当等が1千2百万円の減額、福利厚生費が1千1百20万円の減額となった。また、令和4年度のガス代高騰で光熱水費が増額されていたが、令和5年度は価格が安定していたので、3千7百万円の減額となった。事業費計では先ほど申し上げた8千万円の減額となっている。続けて次ページの②管理費であるが、執行残が7百万円見込まれるので減額している。以上、事業費・管理費の合計額である、8千7百万円の減額補正をお願いするものである。

なお、収入についても③事業収益と④運営費補助金収益を減額して、支出と同額の8千7百万円の減額補正をお願いするものである。

議長より第7号議案の説明について質疑を求めたところ、質疑はなく令和5年度補正予算（第1号）の質疑を終了した。

議長より第7号議案について、原案のとおりで異議ないか可否を諮ったところ、異議なしの声により全員一致で可決した。

第8号議案 令和6年度事業計画及び収支予算について

事務局長より、事業計画書及び収支予算書に基づき、事業計画について次の通り説明した。

1 ページの目的と事業について、ここでは記載がないが、令和6年度より南部管轄のアレルギー除去食を北部調理場で調理して、2台の車で学校に配送する。除去食については、乳と卵を同時に始めていく。

2 ページの組織及び職員構成については、所属間で若干の変動があるが、総人数は258人で、1名の減となっている。

続いて事務所長が次のとおり説明した。

3 ページの公益目的事業について、(1) 食育に関する普及啓発及び給食を機会とした食育推進事業では、令和5年度は、コロナ禍前の事業規模で事業実施ができ、令和6年度も例年規模の事業を予定している。なお、①の食育の普及啓発事業について、栄養士や調理員が小学校、保育園などに出向いて、調理場の仕事を紹介する「出前講座」では、学校給食について知っていただく第一歩となるので、協会としても積極的にPRなど取り組んでいく。

4 ページの学校給食の調理等に関する事業について、令和5年度と大きな変更はなく、57の学校及び園に、22,329食の給食を届ける。なお、①の物資購入事業については、原材料価格の高騰や円安の再加速による、物価高騰分も加算されている。物価高騰に伴い、給食の質が落ちないように、質と価格のバランスのとれた食材の選定に努めていく。

次に事務局長より次のとおり説明した。

5 ページの下にあるその他の事業について、市役所文書室内の印刷業務を受託しており、印刷機器の操作を熟知した職員がいるので、市役所の希望で業務を続けていく。

6・7 ページの収支予算書の上段にある(1) 経常収益では、事業計画で申し上げた南部管轄のアレルギー除去食の調理と配送及び物価高騰による食材費の増で委託料が増額され③事業収益の業務受託収益が増えている。経常収益計は、7千6百23万5千円の増額で、25億6千10万3千円となっている。

次に(2) 経常費用では、ガス料金の高騰が止まり価格が下がったため、光熱水費が3千70万円の減額となっているが、受託業務の増加により下から二つ目の委託料が2千8百31万円の増額、食材価格の高騰で給食物資購入費が6千8百78万円の増額となっているので、①事業費では7千1百16万5千円の増額となっている。7ページの②管理費については、前年度と比較して大きな変動はなく、経常費用計は7千6百23万5千円の増額で、経常収益と同額の25億6千10万3千円となっている。

次に8・9ページの収支予算書(内訳表)について、この表は収支を会計別に記載したものであるが、公益目的事業会計が24億5千1百74万円、市役所印刷事業のその他の事業会計が6百57万2千円、法人を運営するための法人会計が1億1百79万1千円となっている。

10ページの資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について、令和6年度における、資金調達及び設備投資の予定はない。なお、事業別の予算を記載した予算概要説明書が11・12ページにあるので、ご参考としてほしい。

議長より第8号議案の説明について質疑を求めたところ、質疑はなく令和6年度事業計画及び収支予算についての質疑を終了した。

議長より第8号議案について、原案のとおりで異議ないか可否を諮ったところ、異議なしの声により全員一致で可決した。

第9号議案 役員等賠償責任保険契約について

事務局長より、役員等賠償責任保険契約について議案書3ページに基づき、次の通り説明した。

法人の役員が業務として行った行為で損害賠償が発生した場合に、その損失を補填する保険に加入しており、令和6年度についても契約していくので承認をお願いするものである。

議長より第9号議案の説明について質疑を求めたところ、質疑はなく役員等賠償責任保険契約についての質疑を終了した。

議長より第9号議案について、原案のとおりで異議ないか可否を諮ったところ、異議なしの声により全員一致で可決した。

第10号議案 安城市学校給食協会就業規則の一部改正について

事務局長より、議案書に基づいて次の通り説明した。

今回の改正は、採用時に提出する身元保証書の廃止と人事異動の明記するものである。議案書5ページについて、条文の構成上、条ズレを防ぐために3条、4条、5条を改正しているが、改正後の4条では改正前の5条にあった身元保証書が無くなっている。これは、令和2年4月に改正された民法で、身元保証契約の際に賠償額の上限を決めることが義務化されたが、各々の業務に賠償額の上限が定められないことと、安城市役所においても身元保証書の徴取が廃止されたので、本協会においても求めないこととした。

次に議案書の6ページについて、現在は人事異動の規定は設けておらず、支障もないが、人事異動で裁判になることも増えてきている。また、令和6年4月から労働基準法施行規則第5条の改正により、就業場所及び業務の変更の範囲を労働契約の締結・更新のタイミングに明示することが必要となったので、今回の改正で人事異動と業務の引継ぎについて規定していく。

議長より第10号議案の説明について質疑を求めたところ、質疑はなく安城市学

校給食協会就業規則の一部改正についての質疑を終了した。

議長より第10号議案について、原案のとおりで異議ないか可否を諮ったところ、異議なしの声により全員一致で可決した。

議長は、以上をもって議案の審議を終了した旨を述べ、閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名及び押印する。

令和6年3月19日

議長 ⑩

議事録署名人 ⑩

議事録署名人 ⑩

議事録署名人 ⑩